

人権救済申立書

2024年(令和6年)6月12日

日本弁護士連合会 御中

申立人 気候訴訟ジャパン
他357名(別紙)

住所 東京都港区赤坂7-6-45-304吉永方
電話 070-2833-1696
メール climatecasekoho@gmail.com
代表 河石 良太郎

相手方 内閣総理大臣 岸田 文雄
法務大臣 小泉 龍司
経済産業大臣 齋藤 健
環境大臣 伊藤 信太郎
日本国内の裁判所

- 申立の趣旨

貴連合会が、

- 被申立人内閣総理大臣、法務大臣、経済産業大臣、および環境大臣に対し、気候変動に対するより強固で具体的な政策を実施するよう勧告する
- 被申立人内閣総理大臣、法務大臣、経済産業大臣、および環境大臣に対し、命と人権の問題として気候変動対策に取り組むよう勧告する
- 被申立人法務大臣に対し、気候変動による災害や熱中症等を気候変動による人権侵害と定義するような法の整備をすることを勧告する
- 被申立人裁判所に対し、気候変動を根拠とする人権侵害訴訟において、災害や熱中症等による被害を気候変動による人権侵害と認め、原告の適格を認めることを勧告する

旨の人権救済を求める。

- 申立の理由

第1 本件の概要

本件は、現日本政府が行う気候変動への緩和・適応の政策、また多くの災害や高温化が起こっており、人命や生計や暮らしが多数奪われているにも関わらず、訴訟において原告の資格が認められず、議論をすることさえできないことは人権侵害にあたることから、内閣総理大臣、法務大臣、経済産業大臣、および環境大臣に対し、現行の気候変動対策の強化と気候変動に対するより具体的な政策を実施する、また、裁判所に対し、気候変動を命と人権の問題として正當に扱うことにより人権救済すべく、これらの勧告を求めて申立てに及んだものです。

第2 申立人ら

不作・水没により売り物にならない農作物や漁業の不漁に見舞われて生計が立たなくなる、高温により人命が奪われたり体調を崩す、子供を外で遊ばせられない、体育やプールの授業が危険になり失われる、子供を持ちたいと思っても安全に育っていける状況がないために子供を持ってない、災害で身近な人の命や家を失う、生きたくても生きることが非常に困難な未来がやってくる可能性が高いなど、実際に気候変動による深刻な人権侵害を受けている人々。また、将来的に気候変動の影響を被る人々、または身近な親族がいる人々です。

第3 気候変動による人権侵害と司法

近年、どんどん気温が高くなるだけでなく、気候や季節が不安定になり、極端な乾燥や豪雨が増え、土砂崩れが起き、災害が増えました。熱中症や災害で亡くなる、体調を崩す、家や暮らしを失う、子どもたちの学習や学びが難しくなる、作物の不作、食料や電気代の値上がり、将来が不安になるなど、生活と大きな関わりがあることは無視できません。これらは、「仕方ない偶発の災難」ではなく「人間の活動によるもので、食い止められるものである」と科学者たちは言っています。「地球の問題」ではなく、「わたしたちの生存の問題」なのです。

海外では急速に気候変動を要因とした人権侵害訴訟が増えています。命や暮らしに関わる甚大な災害が次々と起こっているからです。その中で、司法側が市民の主張を全面的に認め、国や大企業に対して画期的な判決を下すことも少なくありません。オランダの裁判官は「未来のリスクではなく現在の危機であり、差し迫った命と人権の問題」と述べました。

しかし、日本ではまだまだ気候変動は自然の問題として扱われることも多く、人権意識も育まれていません。たくさんの被害が出ていても耐え忍ぶしかないかのような空気感があります。日本の司法においては、気候変動を要因としては原告になる資格さえ認められません。その理由として、被害と原因の因果関係が限定的でないことと、「気候変動が深刻なのは理解したが、まだ未来の不安にすぎないことと、民意が高まっていないから。」という裁判官のお言葉もあります。

気候変動によって家族や暮らしを失ったり、安心して暮らし子育てをすることができないのは、紛れもなく人権侵害であり、ただちに改善すべく議論したり、根本的な対策に、より野心的に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

第4 結語

気候変動は日本を含む世界各国ですでに甚大な被害をもたらしており、この先もさらに脅威が増していくことが世界の科学者によって示されています。日本ではもともと台風や地震など天災が多いことから、国民の間ではその影響に気づきづらく、気候変動対策が遅れるごとに経済的負担も拡大していき、この先災害に見舞われる地域の人々や、将来世代の人々へ精神的及び経済的負担が押し付けられていくことになります。このような環境下では、現在及び将来世代の人々は安全で安心した生活を送ることができず、これは人権問題に他なりません。

貴連合会は、気候変動は生存と人権の問題である旨の素晴らしい宣言を何度か出してくださっています。日本が、もっと命と人権を守る国になってほしい。弁護士の皆さんだけでなく、わたしたち国民も同じ思いだということをごここに提出し、気候変動は人権の問題であるということをもにもう一歩前に進めるべく、申立ての趣旨記載の通り救済を求めます。

申立人氏名一覽

賛同者・団体一覧

西部香歩
Chiharu McGee
Green TEA
eri/気候辞書
竹中 俊
中村暁野
Animal Alliance Asia (アニマルアライアンスアジア)
小野りりあん
OBF GREEN PROTECTION 飯能
AS動物と倫理と哲学のメディア
350Shizuoka
江守正多
一般社団法人 we Re:Act
ゼロエミッションを実現する会
認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ
350Japan中四国ネットワーク
ジェyson・コリンズ
ピースボート
公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本
NPO法人HAPPY PLANET
Elly Nakajima
Animal Alliance Asia
四角大輔
気候危機プロジェクト川村美喜×上田うた
籠橋隆明
よこっとひーたん
ゼロウェイスト・スーパー『斗々屋』
神澤清
荒尾日南子 (気候アクティビスト/350 Japan)
NPO法人気候危機対策ネットワーク 代表 武本匡弘
(一社)プラスチックフリー普及協会 エコストアパパラギ
株式会社ゆうのうえん
国際環境NGO 350.org Japan
雪田樹理
有村とく子
元(もと)百合子
佐久間裕美子
#7年後も本当に住みやすい街大賞1位とるぞ藤沢プロジェクト
micros market garden
Green Mind Labo Pebbles (旧:再生プラスチックステーションpebbles)
tavii 河村敬子
めぐる八百屋オガクロ
早坂 一俊
弁護士法人アーライツ法律事務所

sakumag

まあやん

太田美帆

永井玲衣

Fridays For Future Tokyo

Fridays For Future Kyoto

安曇野地球宿

SHO Farm 仲野晶子・翔

青果ミコト屋

宝塚99%の会 代表 加納健次

POW Japan (Protect Our Winters Japan)